

山梨県公報

第二千二百七十六号

平成二十四年
十一月十二日

月 曜 日

目次

換地計画の適当決定	六五五
換地計画の決定	六五五
道路の供用開始	六五五
公告	
平成二十四年度毒物劇物取扱者試験の実施	六五六
換地処分の実施(二件)	六五六
公共測量の実施(二件)	六五七
教育委員会	
非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令	六五七
正誤	
平成二十三年三月十日付第二千百十八号中	六五七

告示

山梨県告示第四百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、北杜市長から認可申請のあった県単企業的農業経営推進支援モデル事業江草地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十四年十一月十二日

山梨県知事 横内正明

縦覧書類

換地計画書の写し

縦覧期間

山梨県告示第四百三号

- 平成二十四年十一月十三日から同十二月十一日まで
- 縦覧場所
北杜市役所
- 異議申出期間
平成二十四年十二月十二日から同月二十六日まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(笛吹川左岸地区八代南第二工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十四年十一月十二日

山梨県知事 横内正明

縦覧書類

換地計画書の写し

縦覧期間

平成二十四年十一月十三日から同年十二月十一日まで

縦覧場所

笛吹市役所

異議申出期間

平成二十四年十二月十二日から同年十二月二十六日まで

山梨県告示第四百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年十二月三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	市川三郷山	笛吹市石和町井戸字豊岡笛吹川	一三七・〇	平成二十四

梨自軌車道	右岸堤防敷地先から	年十一月十
線	笛吹市石和町砂原字青木笛吹川	二日
	右岸堤防敷地先まで	

公 告

● 平成二十四年度毒物劇物取扱者試験の実施
 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第八條第一項第三号の規定によ
 り、平成二十四年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。
 平成二十四年十一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 試験日時
平成二十五年二月十六日（土）午前十時から正午まで
- 二 試験場所
甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス
- 三 試験の種類
 - 1 一般毒物劇物取扱者試験
 - 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
 - 3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 四 受験資格
学歴、年齢及び性別を問わない。
- 五 試験の方法及び科目
 - 1 筆記試験
 - (一) 毒物及び劇物に関する法規
 - (二) 基礎化学
 - (三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - 2 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 六 受験願書の提出方法
各保健福祉事務所（保健所）（支所を含む。以下同じ。）に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。
- 七 受験願書の受付期間

平成二十五年一月七日（月）から同月十八日（金）までの山梨県の休日定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月七日（月）から同月十一日（金）までの消印のあるものを有効とする。

八 提出書類

- 1 受験願書
- 2 住民票（本籍が記載されたものであって、発行日から六月以内のものに限る。）
- 3 写真（出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄に貼り付けること。）

九 受験手数料

一万五百円（受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

十 合格者の発表

平成二十五年三月十二日（火）午前十時に県庁東側及び県内各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに山梨県福祉保健部衛生業務課のホームページにおいて受験番号で発表する。また、合格者には合格証書を交付する。

十一 問い合わせ先

詳細に関しては、山梨県福祉保健部衛生業務課（電話〇五五 二二三 一四九一）に問い合わせること。

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九條の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（玉宮地区街道端工区）の換地処分を平成二十四年十一月六日実施した。

平成二十四年十一月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九條の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（春日居第一地区熊野堂第二工区）の換地処分を平成二十四年十一月六日実施した。

平成二十四年十一月十二日

山梨県知事 横内 正明

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十四年十月三十一日付けで甲府地方方法務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十四年十一月十二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 作業種類 基準点測量
- 二 作業期間 平成二十四年十一月一日から平成二十五年二月二十八日まで
- 三 作業地域 甲府市伊勢一丁目及び二丁目地域

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十四年十一月一日付けで甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十四年十一月十二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 作業種類 公共測量（数値図化）
- 二 作業期間 平成二十四年十一月一日から平成二十五年三月二十九日まで
- 三 作業地域 国道二十号（上野原市、大月市及び甲州市）
国道百三十九号（富士吉田市、都留市及び大月市）

教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第五号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 学 校
公 立 小 学 校
公 立 中 学 校

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十一月十二日

山梨県教育委員会

委員長 小林 久

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令
非常勤の教育職員の手当支給に関する規程（昭和二十八年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「二、七八〇円」を「二、七七〇円」に、「二、四四〇円」を「二、四三〇円」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年十二月一日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
一七〇	上	二	第十七条第一項第二号口 第十七条第二項第二号口	

平成二十三年三月十日付山梨県人事委員会規則第六号（通勤手当に関する規則の一部を改正する規則）

平成二十三年三月十日付山梨県人事委員会規則第七号（山梨県学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則）

一七〇ページ下段終わりから八行目から終わりから六行目まで

短大卒	0	一・五	は	短大卒

0	一・五	の誤り。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番